

○ 質問要旨及び回答について

- ① 受入地域の選定については、仕様書にあるとおり、「受託者で事前にリストアップした上で県と協議し決定する。」との記載があるが、各地域への本事業の周知、募集、提案依頼、選定等はしない認識で良いか？

<回答>

受入地域や受入事業者の選定については、以下の流れを想定している。

- ① 受託者側で事業に参加・連携が見込める、または参加・連携をお願いしたい候補地域や候補事業者等のリスト案を作成し、県に提示
- ② 県と受託者でリスト案の内容を協議し、追加・修正等を踏まえた最終リスト案を作成
- ③ 最終リスト案を基に、受託者による本事業の周知・声かけ、事業者の募集、提案依頼、選定等を実施（実施には県も必要な協力・連携を行う）
- ④ 受託者は③実施後における受入地域及び受入事業者のリスト案を作成し、県に提示
- ⑤ ④を基に、県と受託者で協議し、最終リストを決定
- ⑥ ⑤をもって、受託者が地域・事業者等へ具体的な調整等を開始

- ② 以下の移動の手配は参加者で手配する想定で良いか？県、受託者、その他の参加者以外の方の手配を想定している場合は教えてほしい。
- ・ 空港～宿への移動
  - ・ 宿～就労地への移動

<回答>

参加者の移動については、県が直接手配することは想定していない。

島内における参加者の休日以外の移動手段については、離島の公共交通状況を踏まえると、可能な限り受託者等により何らかの支援や手配がなされることが望ましいと考える。

受託者の手配（費用負担）とするか、参加者の手配（費用負担）とするかは、受託者が事業全体をより効果的・効率的に実施できると判断した方法を選択してよい。

ただし、参加者手配（費用負担）とする場合は、受入事業者や現地サポーター等の連携先とも協力しながら、移動手段の確保・利用可能な交通機関の情報提供など、できる限り参加者へ支援等を行うこと。

③ 就労体験については、参加者に労働に伴う報酬（給与）が発生するという認識で相違ないか？また、その場合の報酬（給与）は、受入事業者の負担になるか、または、事業者に対して事業費から支払う等の想定はあるか？

<回答>

就労体験については、労働基準法等の関係法令に抵触しないように実施が可能な企画提案内容であることを大前提として、報酬（給与・賃金）が発生する場合、発生しない場合のいずれの提案でも問題ない。

報酬（給与・賃金）が発生する方法で実施する場合は、原則として受入事業者が報酬（給与・賃金）を支払うことを想定しているが、受託者が参加者と雇用契約等を交わすなど労働基準法等の関係法令上に定める必要な要件を満たし、報酬（給与・賃金）を支払うことが可能であれば、受託者からの支払いでも可とする。

なお、県から参加者へ報酬（給与・賃金）を支払うことは想定していない。

④ 役員名簿については、個人情報の取扱いに関しては細心の注意を払っており、住所の情報は非開示にしている役員もいる。その場合、住所の情報は開示している役員のみを記載し、非開示の役員については、本社住所記載又は非記載でも良いか？

<回答>

住所情報を非開示にしている役員については、非記載でも差し支えない。

なお、鹿児島県警において住所情報の開示が必要と判断された場合は、後日、住所情報の提供を依頼することがある。

⑤ 現地サポーター等への謝金については、現金での支払いではなく、授受をスムーズにするため、Amazonギフトコードといった現金以外の支払いも可能か？

<回答>

現金（口座振込等）での支払いを想定しているが、受託者と現地サポーター一等との合意のもと、現金以外の支払い方法を選択することは差し支えない。

⑥ 受入事業者への補助については、仕様書の「6 対象経費」での必要と認められる経費に、受入事業者等への補助とあるが、就労体験に係る参加者への給与等支給以外での受入事業者へのサポート費用という認識で良いか？その場合、認められるサポート内容はどのようなものか？

<回答>

③で回答したとおり、報酬（給与・賃金）が発生する就労体験の場合は、受入事業者が報酬（給与・賃金）を支払うことを原則としている。

受入事業者への補助とは、報酬（給与・賃金）以外に、受入事業者が参加者を受け入れる際に必要となる諸経費等に対する補助を想定している。

例えば、

- ・ 参加者募集に係る告知・PR等への事業者情報の登録手数料
- ・ 受入事業者が保有する宿泊施設等を参加者へ提供する際の事前準備費用など。

⑦ 企画提案プレゼンテーションは、対面又はオンラインどちらを想定しているか？。

<回答>

対面・オンラインどちらも想定している。

⑧ 滞在プログラムの企画・造成について、過去に同様の取組を行った実績があるか？ある場合は、その際の成果や課題を教えてください。

<回答>

過去に実施した実績はなく、令和7年度からの新規事業となる。

⑨ 実施時期について、冬期である背景を教えてください。

<回答>

奄美群島の観光オフシーズンとなる冬期に実施することにより、観光コンテンツの充実を図る目的で冬期に設定している。

⑩ プログラム参加対象者については、「主に学生や若年層の移住希望者」と記載があるが、それ以外の層が参加した場合でも想定している参加人数20名程度に含めて良いか？また、学生は高校生、大学生など想定している範囲はあるか、若年層の年代はどこを想定しているか？

<回答>

主に学生や若年層の移住希望者を想定はしているが、それ以外の層の参加者でも参加人数として含めて差し支えない。また、学生の範囲については、大学生を想定している。若年層の範囲については、10代後半から30代を想定している。

⑪ 各島の特定地域づくり事業協同組合等との連携について、受託後に各島の特定地域づくり事業協同組合等を紹介してもらうことは可能か？

<回答>

受託後に紹介することは可能であるが、紹介後の調整等は受託者で行うこと。

⑫ 参加費について、就労体験を行った際に参加費を徴収する、または就労の対価として収入が得られるような仕組みを想定すべきか？

<回答>

就労体験については、③で回答したとおり、報酬（給与・賃金）が発生する場合、発生しない場合のいずれの企画提案でも可としている。

滞在プログラムへの参加費を徴収する場合は、受託者が事業全体をより効果的・効率的に実施できると判断した徴収方法を選択してよい。

ただし、就労の対価として収入が得られるような仕組みとする場合は、実施内容が労働基準法等の関係法令に抵触しないかを十分確認すること。